

# 入札・契約に係る情報（変更契約等の内容について）

担当課：総務部 契約検査課

※公表基準：当初契約について公表物件のうち、金額変更が伴う変更契約

物件名称	令和5年度第1工区工事
履行場所	藤井寺市小山1丁目地内
契約者	(商号) 濱地建設株 (住所) 大阪府藤井寺市藤井寺1-8-22 (代表者) 代表取締役 濱地 好
物件概要 (変更後の内容)	管きょ工 開削工 Vuφ200 L=423.84m マンホール工 28箇所 汚水ます及び取付管工 1式 付帯工 1式 舗装工 A=376.64㎡

## 変更契約の経過とその内容について

※変更契約欄の契約金額は、  
変更後契約金額を記載。

契約の種類	契約年月日	変更理由	契約履行期間	契約金額 (税込)
変更契約	令和6年2月15日	別紙のとおり	令和5年5月17日 から 令和6年2月29日	¥46,844,600

# 変更理由書

- ・工事名：令和5年度 第1工区工事
- ・請負業者：濱地建設 株式会社
- ・契約日：令和5年5月16日
- ・工期：令和5年5月17日～令和6年2月29日

以下の理由により、変更が生じました。

## (1) 人孔位置及び人孔種別変更

- ① 近隣住民から、外壁が傾いていることから、外壁への損壊を防ぐため極力外壁から離れた位置へ下水道本管及び人孔を移動して欲しいとの要望があり、現場調査した結果、M-24人孔を1号組立人孔から塩ビ人孔へ変更し、M-22～M-24～M-25の位置変更を行うものです。  
また、上記変更に伴い、下水道管理者と協議した結果、維持管理を円滑に行うため、M-22人孔を塩ビ人孔から1号組立人孔へ変更するものです。
- ② M-23(岩本宅)の汚水ます設置を西側に変更する要望があり、接続するM-23人孔が最上流であるため、取付管接続距離が長くなることから、下水道管理者と協議した結果、人孔位置を上流側1.80mへ延伸するものです。
- ③ M-32人孔において、計画位置に水道の給水管があり支障となるため、人孔位置を1.00m上流側に移動し、M-33人孔においても接続角度が急にならないよう、当初計画通りの角度を確保するため、M-32同様に上流側1.00mに移動するものです。
- ④ M-1～M-3(L=45.30m)において、想定外の東側水路基礎の影響により埋設位置が当初計画から西側に20cm移動せざるを得なかったため、水道及びガスの移設協議の結果、人孔位置を移動するものです。

## (2) 汚水ます種別(防護蓋)の変更

- ① 設計照査を行った結果、M.15～M.16汚水ます(西田ハイツ)2箇所について、設置希望場所がアスファルト舗装であったため、防護蓋へ変更するものです。
- ② 第6保育所の汚水ます蓋において、現状コンクリート舗装であるが、ます設置箇所が将来的にアスファルト舗装へ変更する予定であることから、防護蓋の設置要望があり、ます蓋を防護蓋へ変更するものです。
- ③ 設計照査を行った結果、M.35汚水ます(松浦宅)1箇所について、設置希望場所がアスファルト舗装であったため、防護蓋へ変更するものです。

(3) 汚水ます深の変更

- ① 設計照査を行った結果、M.2～M.3 汚水ます（西野宅）において、汚水ます深を  $H=1.40\text{m}$  から  $H=1.25\text{m}$  に変更するものです。
- ② 設計照査を行った結果、M.15～M.16 汚水ます（西田ハイツ北側）において、汚水ます深を  $H=1.20\text{m}$  から  $H=1.17\text{m}$  に変更するものです。

(4) 管止め（取付管）への変更

- ① M-22～M-23 汚水ます（武田宅）において、希望位置の設置スペースが確保できないことから、所有者と立会を行った結果、管止めへの変更を行うものです。  
また、M-22～M-24 汚水ます（荒木宅）において、所有者が汚水ます設置を拒否されたため、管止めへの変更を行うものです。
- ② M-28～M-31 汚水ます（桑山宅）において、希望位置の設置スペースが確保できないことから、所有者と立会を行った結果、管止めへの変更を行うものです。